

奨学金制度の拡充に関する意見書（案）

独立行政法人日本学生支援機構が所管する大学生等への奨学金制度には、無利息の第一種奨学金と年利３％を上限とする利息付きの第二種奨学金とがあり、いずれも貸与型の奨学金である。近年、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから大学等を卒業しても奨学金の返済ができない若者が増えている。同機構のデータによると、平成２１年度末時点の貸与型奨学金の延滞額は７９７億円、延滞者数は３４万人に上り、６か月以上滞納している者のうち半数以上は、非正規労働者又は職がない者となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、延滞金の減免、減額返還などの制度を設けるとともに、平成２４年度からは所得連動返還型無利子奨学金制度を導入しているが、これらの救済制度は要件が厳しく、一部の者しか活用できないという問題がある。

今こそ、教育の充実こそ最も優先すべき未来投資であることを認識し、大学生等が安心して学業に専念できる環境を作ることが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- １ 無利子奨学金制度を拡充するとともに、返還期限の猶予の上限や所得制限の緩和などの救済措置を実態に合わせて見直すこと。
- ２ 低所得者向けの給付型奨学金制度の創設に向けた検討を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年３月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て